



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*2 家族計画特別普及事業費補助規則を廃止する規則
(健康対策課)

○ 告示

- 51 生活保護法による介護機関の指定(福祉保健総務課)
- 52 大規模小売店舗立地法の規定による橋本市から聴取した意見の概要(商工振興課)
- 53 土地改良事業施行協議の適否決定等(農村計画課)
- 54 " (" ")
- 55 土地改良事業の工事完了届(" ")
- 56 保安林の指定予定の通知(森林整備課)
- 57 " (" ")
- 58 " (" ")
- 59 " (" ")
- 60 平成17年和歌山県告示第16号(和歌山県漁業調整規則による聴聞)の一部改正(資源管理課)
- 61 廃川敷地の発生(河川課)

○ 選挙管理委員会告示

- 1 政治団体の設立の届出
- 2 政治団体の届出事項の異動の届出
- 3 政治団体の解散の届出
- 4 政治団体の解散に係る収支報告書の要旨
- 5 資金管理団体の設立の届出
- 6 政治団体の収支報告書の要旨

○ 公告

県有財産売却公告 (労働企画課)

規 則

和歌山県規則第2号

家族計画特別普及事業費補助規則を廃止する規則を次のように定める。

平成17年1月21日

和歌山県知事 木村良樹

家族計画特別普及事業費補助規則を廃止する規則

家族計画特別普及事業費補助規則(昭和34年和歌山県規則第116号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第51号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年1月21日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社はるす	橋本市御幸辻176-1	美山村デイサービスセンター	日高郡美山村川原河264美山村保健福祉センター	通所介護	平成16.10.12
株式会社はるす	橋本市御幸辻176-1	はるす・ケアプランサービス	日高郡美山村川原河264	居宅介護支援事業	平成16.10.12
株式会社はるす	橋本市御幸辻176-1	ヘルパーステーション・はるす	日高郡美山村川原河264美山村保健福祉センター	訪問介護	平成16.12.27

和歌山県告示第52号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年1月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)オーストリート橋本 彩の台
和歌山県橋本市あやの台一丁目50番他
- 2 意見の概要

(1) 公害関係の特定施設を設置する場合は、特定施設の許可等、公害関係法令に基づく手続を必要とするので留意すること。

(2) 大規模小売店舗立地法届出書に記載されている「指針配慮事項」内の騒音対策を遵守することとし、周辺地域に対して十分な配慮を行うこと。また、騒音以外の公害についても発生防止に努め、周辺地域に対し十分な配慮を行うこと。周辺地域より公害等苦情が発生した場合は、責任をもって対処すること。

(3) 本届出に係る商業施設から排出されるゴミについては、

本市のゴミ収集計画(分別収集)に従うこと。

- (4) 小売店舗用駐車場出入口及びその周辺についてはあやの台地区小・中学生の通学路となっているため、多くの車両通行が予想され非常に危険であると考えます。このため、駐車場出入口及びその周辺について警備員を配置する等、小・中学生に対する安全措置を図っていただきたい。また、第2駐車場東側の交差点へ信号機の設置を図られたい。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

伊都振興局県民行政部地域行政課(和歌山県橋本市市脇4丁目5番8号)

橋本市経済部地域振興課(和歌山県橋本市東家1-1-1)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成17年1月21日から平成17年2月21日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第 53 号

みなべ町営土地改良事業(農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業小倉谷地区)の施行協議については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により当該協議を適当と決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 17 年 1 月 21 日

和歌山県知事 木村良樹

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
(2) 条例の写し

2 縦覧期間

平成 17 年 1 月 24 日から平成 17 年 2 月 22 日まで

3 縦覧場所

みなべ町役場掲示場

和歌山県告示第 54 号

印南町営土地改良事業(基盤整備促進事業崎山地区)の施行協議については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により当該協議を適当と決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 17 年 1 月 21 日

和歌山県知事 木村良樹

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
(2) 条例の写し

2 縦覧期間

平成 17 年 1 月 24 日から平成 17 年 2 月 22 日まで

3 縦覧場所

印南町役場掲示場

和歌山県告示第 55 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 1 月 21 日

和歌山県知事 木村良樹

1 事業名 白浜町営土地改良事業(基盤整備促進事業平地区)

2 認可年月日 平成 13 年 5 月 18 日

3 事業主体 白浜町

4 工事を完了した時期 平成 15 年 3 月 31 日

和歌山県告示第56号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成 17 年 1 月 21 日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡龍神村大字小又川字大江川原466・字棚小森467・字中屋468(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字クヘ谷469、字西川原470の1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに龍神村役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第57号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年1月21日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 那賀郡粉河町大字中津川字藤谷762の2・762の29・字中後谷760の7(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、760の9、760の11、字中後271、272の1、272の2(次の図に示す部分に限る。)、272の3から272の7まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び那賀振興局並びに粉河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに美山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第59号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年1月21日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡本宮町請川字如法1139の1、字五郎次郎1145の1、1153、1154、1161、1161の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに本宮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第58号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年1月21日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡美山村大字寒川字小藪川南原3010から3012まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字向中野2063

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小藪川南原3010(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

和歌山県告示第60号

平成17年和歌山県告示第16号(和歌山県漁業調整規則による聴聞)の一部を次のように改正する。

平成17年1月21日

和歌山県知事 木村良樹

第1項中「平成17年1月25日(火)午前10時から」を「平成17年2月15日(火)午前10時から」に改める。

和歌山県告示第61号

河川工事により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年1月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 河川の名称 一級河川高橋川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成17年1月21日
- 3 廃川敷地の位置 橋本市隅田町中島字栗坪673番1 地先
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地 178.39㎡

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出があった政治団体は、次のとおりである。

平成17年1月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村 亮 三

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
大西三郎後援会	大西三郎	大西恵美子	那賀郡岩出町川尻257-11	平成16.12.13	政治団体	
玉田たかのり後援会	玉田隆紀	玉田弘美	那賀郡岩出町中黒446-54	平成16.12.17	政治団体	
自由民主党和歌山県那賀郡第二支部	飯田敬文	飯田勝	那賀郡打田町畑野上335-1	平成16.12.24	政党の支部	自由民主党1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
西芳男と共に新生田辺市を創る会	谷峯正美	谷崎通世	田辺市新庄町96-11	平成17.1.4	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により政治団体の届出事項の異動の届出があったものは、

次のとおりである。

平成17年1月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村 亮 三

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
日本共産党・杉原弘規後援会	会計責任者	浦上守弘	杉原克幹	平成16.12.13	政治団体	
上野耕志後援会	主たる事務所の所在地	那賀郡岩出町相谷34-2	那賀郡岩出町紀泉台1-57	平成16.12.17	政治団体	
社会民主党和歌山県田辺支部	会計責任者	宮崎孝夫	堤良太郎	平成16.12.24	政党の支部	社会民主党1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部

和歌山県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出があった政治団体は、次のとおりである。

平成17年1月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村 亮 三

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
民主党和歌山県参議院選挙区第1総支部	山部弘	平成16.12.7	平成16.12.17
まなべ清兵衛の政治活動を支援する会	沖史郎	平成16.12.24	平成16.12.24

和歌山県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成17年1月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村 亮 三

政治団体の収支報告書（平成16年分）の要旨

（単位：円）

政治団体名	民主党和歌山県参議院選挙区第1総支部	まなべ清兵衛の政治活動を支援する会
報告年月日	平成16年12月17日	平成16年12月24日
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	12,000,001	182,190

ア	前年繰越額	0	182,187
イ	本年収入額	12,000,001	3
2	支出総額	12,000,001	182,190
3	収入の内訳		
	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせん によるもの) (イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入	12,000,000	
	カ その他の収入	1	3
	4	支出の内訳	
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	3,177,016 1,691,000 987 482,905 1,002,124		
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	8,822,985 946,107 4,031,356 3,835,057 3,835,057 10,465	182,190	182,190
5	資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)		

収入の内訳(平成16年分)

民主党和歌山県参議院選挙区第1総支部

1 本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

(名称) (金額) (所在地)

民主党本部 12,000,000円 東京都千代田区

2 その他の収入

1件10万円未満のもの 1円

まなべ清兵衛の政治活動を支援する会

1 その他の収入

1件10万円未満のもの 3円

和歌山県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成17年1月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村亮三

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
玉田隆紀	岩出町議会議員	玉田たかのり後援会	那賀郡岩出町中黒446-54	玉田隆紀	平成16.12.17

和歌山県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1

項の規定により政治団体から提出された平成15年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成17年1月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村亮三

政治団体の収支報告書(平成15年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	殿井貞男後援会	自由民主党有田郡支部連絡協議会	くすもと文郎後援会	たばた範子後援会
報告年月日	平成16年12月20日	平成16年12月21日	平成16年12月21日	平成16年12月21日
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る公職の種類				
1 収入総額	0	1,341,934	0	0
ア 前年繰越額	0	951,914	0	0
イ 本年収入額	0	390,020	0	0
2 支出総額	0	330,932	0	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計		300,000	
	(a) 個人分 (うち特定寄附)		300,000	
	(b) 法人その他の団体分			
	(c) 政治団体分		300,000	
	(イ)の寄附のうちあっせんによるもの			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
カ その他の収入		90,020		
4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費		330,932	
	(イ) 選挙関係費		266,900	
	(ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費		19,620	
	(a) 機関紙誌の発行事業費		24,412	
	(b) 宣伝事業費			
	(c) 政治資金パーティー開催事業費		24,412	
	(d) その他の事業費			
	(エ) 調査研究費			
	(オ) 寄附・交付金			
(カ) その他の経費		20,000		
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)				

政治団体の収支報告書(平成15年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	正木司良後援会事務所	えんどう富士雄後援会	
報告年月日	平成16年12月21日	平成16年12月27日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		遠藤富士雄	
資金管理団体の届出に係る公職の種類		和歌山市議会議員	
1 収入総額	221,500	1,060,000	
ア 前年繰越額	0	0	
イ 本年収入額	221,500	1,060,000	
2 支出総額	221,500	1,060,000	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計	221,500	1,060,000
	(a) 個人分 (うち特定寄附)	221,500	1,060,000
	(b) 法人その他の団体分		
	(c) 政治団体分		
	(イの寄附のうちあっせん によるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入		
カ その他の収入			
4 支出の内訳	ア 経常経費	36,500	
	(ア) 人件費		
	(イ) 光熱水費		
	(ウ) 備品・消耗品費	16,500	
	(エ) 事務所費	20,000	
	イ 政治活動費	185,000	1,060,000
	(ア) 組織活動費		
	(イ) 選挙関係費		
	(ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費	185,000	700,000
	(a) 機関紙誌の 発行事業費	185,000	700,000
(b) 宣伝事業費			
(c) 政治資金パーティー 開催事業費			
(d) その他の事業費			
(エ) 調査研究費		360,000	
(オ) 寄附・交付金			
(カ) その他の経費			
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)			
収入の内訳(平成15年分)		1件10万円未満のもの 90,020円	
自由民主党有田郡支部連絡協議会		正木司良後援会事務所	
1 寄付の内訳		1 寄付の内訳	
<政治団体からの寄付>		<個人からの寄付>	
(名称)	(金額) (所在地)	(氏名) (金額) (住所)	
自由民主党和歌山県 支部連合会	300,000円 和歌山市	正木司良 221,500円 白浜町	
2 その他の収入 (金額)		えんどう富士雄後援会	

1 寄付の内訳

<個人からの寄付>

(氏名)	(金額)	(住所)
吉村淑子	250,000 円	和歌山市
内藤恭子	150,000 円	和歌山市
中井恭子	150,000 円	和歌山市
小畑建一	150,000 円	和歌山市
谷野博昭	120,000 円	和歌山市
桑原幹彦	120,000 円	和歌山市
知念則男	120,000 円	和歌山市

公 告

県有財産売却公告

県有財産(土地及び建物)の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成17年1月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 一般競争入札により売却する物件
以下の物件を入札に付し、売却する。

物件番号	所 在	地 番	地 目(構造)	地 積(延床面積)㎡
券-1	土 地 東牟婁郡那智勝浦町天満	803番2	宅 地	3066.03
	建 物 東牟婁郡那智勝浦町天満	803番地の2 (家屋番号) 803番2	(主たる建物) 鉄筋コンクリート造陸屋根塔屋付3階建旅館 (附属建物) ①鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建機械室 ②ブロック造スレート葺平屋建プロパン庫 ③ブロック造陸屋根平屋建倉庫(未登記)	(公簿) 1120.98 (現況) 1574.60 65.19 6.00 30.96

※建物の状況

建築年は昭和47年(平成元年一部増改築)で、耐震診断、耐震改修は行っていない。

平成13年9月30日に旅館営業を終了し、その後は未使用である。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人

3 一般競争入札の参加申込みに関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、平成17年2月9日(水)までに所定の申込書により和歌山県商工労働部労働政策局労働企画課へ一般競争入札への参加を申し込まなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県商工労働部労働政策局労働企画課

(2) 期間

平成17年1月24日(月)から平成17年2月9日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで。

5 入札説明書を交付する場所及び期間

4の(1)及び(2)に同じ。

6 現場説明を行う場所及び日時

1に示した物件につき、その所在する現地において次の日時に行う。

現場説明を行う日時		備考(説明現場)
平成17年2月10日(木)	午後2時	東牟婁郡那智勝浦町天満803番2

7 一般競争入札の場所及び日時

1に示した物件につき、次の日時及び場所において行う。

入札及び開札の日時		入札及び開札の場所
平成17年2月18日(金)	午後2時	和歌山市小松原通一丁目1番地 県庁北別館地下B会議室

8 入札の方法

- (1) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、3によりあらかじめ一般競争入札への参加を申し込んだ者のみとする。
- (2) 入札書には、希望する買受金額を記入すること。
- (3) 郵便による入札書の提出は、認めない。

9 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者が希望する買受金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札場所において納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付する。
- (3) (2)の規定にかかわらず、落札者の納付した入札保証金は、本人の申し出により、契約保証金に充当することができる。
- (4) (1)の場合において、入札に参加しようとする者は、

銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手を担保に提供して入札保証金の納付に代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、当該小切手金額とする。

10 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、平成17年3月4日（金）までに契約を締結し、同時に契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

11 売買代金の納入

契約を締結した者は、当該契約締結の日から2週間以内に県が交付する納入通知書により、当該契約に係る売買代金を県の収納機関に納付しなければならない。

12 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

13 落札者の決定の方法

(1) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第102条の規定に基づき定めた予定価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札の結果、予定価格以上の額の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

14 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県商工労働部労働政策局労働企画課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2790

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

否